

令和4年6月1日
公益財団法人 核物質管理センター

防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき東海保障措置センターで実施した防災訓練の実施結果をとりまとめ、令和4年5月23日に原子力規制委員会に報告しました。原災法に基づきその要旨を添付資料のとおり公表致します。

添付資料：「東海保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以上

「東海保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

令和4年6月1日
公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター

防災訓練実施結果を、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第13条の2第1項に基づき原子力規制委員会に報告しましたので、その要旨を以下のとおり公表致します。

1. 防災訓練の目的

本防災訓練は、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下、「東海センター」という。）原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）第2章第7節1.に基づき実施したものであり、原子力防災組織の対応能力向上を目的として実施した。なお、訓練実施方法は、第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日）にて示された2部制（第1部：東海センター防災業務計画に定める機能が適切に実施できることを確認するための現実的なシナリオに基づいて実施する訓練、第2部：原災法に基づく通報連絡が適切に実施できることを確認するための訓練）での訓練を実施した。

2. 防災訓練実施日

令和3年12月7日（火）

3. 防災訓練の項目

総合訓練

4. 第1部訓練

4-1 防災訓練の想定

茨城県東海村で震度6弱の地震が発生。その後の余震により、新分析棟のグローブボックス（以下、「GB」という。）の排気フィルタ及び気体廃棄設備のフィルタが損傷し、新分析棟排気筒から放射性物質が放出される異常放出事象を想定。なお、原災法第10条事象及び第15条事象には進展しないものとした。

4-2. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 参集及び事故対策本部の指揮運営訓練
- (3) 外部関係機関を含む情報共有訓練
- (4) 現場組織の編成及び事故対策本部との通報連絡訓練
- (5) 事故収束訓練
- (6) モニタリング訓練
- (7) 支援対策本部との連携等の訓練

4-3. 防災訓練の結果に対する評価

「4-2. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、計画した各訓練での防災活動において大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能することを確認したが、いくつかの訓練項目に改善点が抽出された。また、今回の訓練では新型コロナウイルスの感染症対策として、事故対策本部の窓及びドアの開放による換気、事故対策本部要員のマスクの着用、訓練参加者同士の過度の密集を避けて訓練を実施したが、訓練参加者は音声が届きにくくなることを意識し、大きな声で発話したことにより、訓練で講じた感染症対策による伝達ミスやその他の課題も特になかった。

各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。なお、文中の【改善点(番号)】は、「6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

(1) 避難誘導訓練

- 1) 原子力防災管理者(以下、「防災管理者」という。)は、防災業務計画の下部文書「原子力災害発生時の対応要領」(以下、「対応要領」という。)に基づき、地震の発生直後即座に状況を判断し、事故対策本部要員等は事故対策本部、その他の職員等(外来者を含む。以下、同じ。)は避難場所(事務棟前)に避難することを指示することができた。
- 2) 防災管理者は、対応要領に基づいて、直ちに各班長に人員点呼及び安否確認を指示することができた。また、広報班長は、その取り纏め結果を速やかに防災管理者に報告することができた。
- 3) 構内統制班長は、防災管理者からの指示に従い、速やかに避難場所にて人員点呼及び安否確認を行い、広報班長に結果を報告することができた。
- 4) 広報班長は、対応要領及び防災管理者からの指示に従い、速やかに各班長からの人員点呼及び安否確認の結果を取り纏めて防災管理者に報告することができた。

(2) 参集及び事故対策本部の指揮運営訓練

- 1) 防災管理者は、対応要領に基づき、警戒事象発生の判断、事故対策本部要員の参集、事故対策本部の立上げ指示を適切に行うことができた。
- 2) 防災管理者は、広報班長から東海村の震度情報の報告を受け、直ちに対応要領に基づき、警戒事象の発生及び事故対策本部の設置を宣言し、事故対策本部要員に事故対策本部の立上げ指示を行うことができた。
- 3) 防災管理者及び副原子力防災管理者(以下、「統制役」という。)は、対応要領に基づき、各活動班に適切に初動作業(a.現場組織の応急措置活動等の実施及び状況報告、b.情報班への情報の取り纏め及び通報文作成、c.広報班への外部関係機関への情報発信(FAX、電話連絡)等)の指示をすることができた。
- 4) 事故対策本部要員等は、防災管理者の指示に従い、安全を確保した上で、速やかに会議室に参集し、地震発生の約4分後には事故対策本部の設営を完了させ、対応要領に基づく各活動班の活動を開始することができた。
- 5) 事故対策本部は、防災管理者及び統制役の指揮運営の下、現場情報を基に拡大防止等の対応・対策(①警戒事象の発生に伴う現場点検、②施設及び放射線情報の収集、③排気筒モニタの指示値上昇(排気筒からの放射性物質の異常放出)の原因調査、④排気筒からの放射性物質の異常放出収束のための対策)を決定するとともに、応急措置方法、実施状況、結果等を戦略シートにまとめ、本部内に掲

示することにより、情報を共有することができた。また、各班長等の報告者は、対応要領に基づき、発話の冒頭に報告内容の種別を宣言し、事故対策本部への情報の集中状況、情報の優先度・軽重等を鑑みて事故対策本部が必要としている情報を適時・簡潔に報告することができた。

- 6) 統制役は、初動時に確認・通報すべき事項を対応要領に定める「初動時における施設・設備状況等チェックシート」を基に整理し、未報告・未確認の事項について、各班長に調査・確認を指示し、外部関係機関に適時に情報を発信することができた。また、対応要領に基づき、防災管理者の重要な判断・指示事項の発言内容がホワイトボードに正しく記載されていることを適時確認し、追記・修正を適切に指示することができた。
 - 7) 情報班は、対応要領及び同要領の下部文書「情報班対応マニュアル」（以下、「情報班対応マニュアル」という。）に基づいて、初動時等の情報集中時にホワイトボード板書要員を増員配置することにより、防災管理者、統制役及び各班長等からの報告内容等を漏れなく記載することができた。また、各報告者への事実関係等の確認及び報告者からの指示等を受け、適宜追記・修正を行ったことで正確な情報を本部内で共有することができた。
 - 8) 統制役及び各班長等の報告者は、対応要領に基づいて、報告内容のメモを作成して口頭で報告した後、ホワイトボード板書者にそのメモを渡すことにより、板書を適切に指示することができた。また、適宜ホワイトボードの記載内容を確認し、未記入事項の有無や追記・訂正等を指示することができた。
 - 9) 統制役は、対応要領に基づいて、応急措置活動時や放射線モニタリング時に必要となる要員数を各班長に確認し、限られた要員の中で適切な要員配置を行うことができた。
 - 10) 防災管理者及び統制役は、現場組織からの情報を整理し、対応要領に基づいて、対応フロー図や系統図等の各種資料を基に応急措置の対応方針を決定するとともに、現場組織及び本部組織に対して適切な作業指示を行うことができた。また、各班長も、報告・情報共有の際に対応要領に基づいて、各種資料に必要な事項等を記入し、その資料を基に現状報告や応急措置手順等の説明を的確且つ簡潔に行うことができた。
 - 11) 広報班長は、班員からの通報文のFAX送信に使用している原子力防災資機材のFAX機及び原子力防災資機材以外の資機材のFAXからの一斉同報FAXの送信不可（※ コントローラからの状況付与）の報告を受け、通常業務で使用しているFAXを併用して個別にFAX送信することを班員に適切に指示することができた。
- (3) 外部関係機関を含む情報共有訓練
- 1) 防災管理者は、警戒事象の発生を判断した5分後（目標：15分以内）に「警戒事象発生連絡」FAXにより、外部関係機関に対して、通報を行うことができた。また、その後の経過連絡を「警戒事象発生後の経過連絡」FAXにより、事象進展に応じて通報すべき情報に優先度を図った上で適宜発信することができた。
 - 2) 情報班（通報文作成者）は、対応要領及び情報班対応マニュアルに基づき、警戒事象発生時に直ちに、初動時に確認・通報すべき重要事項をホワイトボードや聴取により情報を収集し、確認できている情報は漏れることなく「警戒事象発生連絡」に記入することができた。また、「警戒事象発生連絡」FAX発信時に確認中とした事項については、継続して情報を収集し確認できたものから続報の「警

戒事象発生後の経過連絡」に記入することができた。ただし、「警戒事象発生後の経過連絡」FAXの「その他の事項の対応」欄に、緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況を記載していなかった【改善点①】。

- 3) 通報文チェック者は、通報文の発信に遅れが生ずることなく、短時間で通報文をチェックし、対応要領に基づき、通報文作成者に的確に誤記の修正、添付資料の構成の見直し、必要情報の追記等を指示することができた。また、発信後の通報文に誤記を確認した際は、訂正報の作成を通報文作成者に適切に指示（「警戒事象発生連絡」FAX（第1報）の警戒事象発生時刻の誤記を、情報班対応マニュアルに基づき、続報の「警戒事象発生後の経過連絡」FAXで、見え消し訂正）することができた。
 - 4) 原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）対応者は、対応要領及び同要領の下部文書「ERC対応マニュアル」（以下、「ERC対応マニュアル」という。）に基づき、ERCプラント班とのホットラインにより、警戒事象の発生、施設・設備状況、異常等の発生状況、応急措置状況等を適時に発信することができた。また、ERC対応班からの質問に対しては、備え付け資料を積極的に活用し、説明に用いる資料名を明示した上で、簡潔且つ的確に発生事象等の情報を説明することができた。ただし、一部不確かな内容や情報の整理が不十分な状態で発話してしまったことにより、その後の訂正や説明が必要となり、全体として長く、分かりづらい説明となってしまうことがあった【改善点②】。
 - 5) 事故対策本部は、防災管理者からの指示に従い、構内の職員等に対し、適時ページングを使用して適切に警戒事象発生、放射性物質の異常放出確認、放射性物質の異常放出停止等の情報を発信（共有）することができた。
 - 6) 防災管理者は、正確に情報を共有するために事故対策本部要員等に対し事象の進展の節目において、適宜ブリーフィングを行い、現場での対応・対策の進捗状況、懸案事項等の情報を共有することができた。
- (4) 現場組織の編成及び事故対策本部との通報連絡訓練
- 1) 防災管理者は、対応要領に基づいて、警戒事象発生時に迅速に現場組織の各活動班長に対して現場組織の編成を指示することができた。
 - 2) 防災管理者の指示を受けた現場組織の各活動班長は、直ちに要員を掌握し対応要領に定める活動班毎の活動を開始することができた。
 - 3) 現場組織は、事故対策本部に対してトランシーバ又は携帯電話により、適時正確に作業情報等を伝達することができた。
- (5) 事故収束訓練
- 1) 現場組織は、施設・設備の状況から発災原因の特定、拡大防止のための応急措置方法を事故対策本部に提案することができた。
 - 2) 事故対策本部は、施設、設備の運転状況及び放射線モニタの状況等より原因を特定し、放射性物質の異常放出停止のために最も効果的な応急措置方法に対応要領に定める「原子力災害発生時の対応シート」を基に決定し、現場組織に対して応急措置の実施を指示することができた。
 - 3) 現場組織は、応急措置等の作業開始時に事故対策本部の指示に従い、迅速に放射線防護保護具を適切に装着し、応急措置等の作業を行うことができた。

(6) モニタリング訓練

- 1) 防災管理者は、排気筒モニタの指示値上昇の報告を受け、対応要領に基づき、直ちに施設・放管班に、①風下位置に設置されている東海ノア及び原子力規制庁のHPで公開されているモニタリングポストも監視対象とすること、②風下位置の隣接事業者（東京大学大学院工学系研究科原子力専攻）へ発生事象を連絡し、隣接事業者の所有するモニタリングポスト指示値の情報提供の要請をすることを指示することができた。
- 2) 防災管理者は、異常放出を確認した際に、対応要領に基づき、直ちに施設・放管班に対し、大気拡散計算プログラム（RAPID）を用いた周辺影響の評価、最大想定場所へのモニタリング要員の派遣及びモニタリングを指示することができた。
- 3) 施設・放管班は、現場復旧班から増員配置された要員と連携し、サーベイメータ等の資機材を至近の保管場所から調達し、迅速に可動点等の放射線モニタリングを開始することができた。また、施設内外の放射線モニタの監視結果及びモニタリング測定結果は、対応要領に基づき、事故対策本部の放射線状況記録ボードに記録し、事故対策本部内で適時に共有することができた。
- 4) 施設・放管班は、対応要領及び防災管理者からの指示に従い、放射性物質の異常放出に関する評価を迅速に行い、その結果を東海センター様式「放射性物質及び放射線に関するデータ」シートに記載し、事故対策本部に報告することができた。
- 5) 情報班は、対応要領及び情報班対応マニュアルに基づき、上記の評価結果を「警戒事象発生後の経過連絡」FAXに添付し、外部関係機関に報告を行うことができた。
- 6) 施設・放管班は、防災業務計画に基づいて、現場復旧班員に対し個人線量計（ポケット線量計）の着用を指示し、現場作業による被ばく線量の管理を確実に行うことができた。

(7) 支援対策本部との連携等の訓練

- 1) 事故対策本部は、正確に情報を共有するために事象の進展、応急措置等のための対策等の重要な判断に際して適宜、支援対策本部にブリーフィングし、現場状況や事故対策本部の対応方針等を支援対策本部と情報共有することができた。

5. 第2部訓練

5-1 防災訓練の想定

茨城県東海村で震度6弱の地震が発生。その地震により、新分析棟のGBの排気フィルタ及び気体廃棄設備のフィルタが損傷し、新分析棟排気筒から急激に放射性物質が放出され、原災法第10条事象及び第15条事象に進展する原子力災害を想定。

5-2. 防災訓練の内容

- (1) 事故対策本部の指揮運営訓練
- (2) 外部関係機関を含む情報共有訓練
- (3) 原子力事業所災害対策支援拠点の運営及び支援対策本部との連携等の訓練

5-3. 防災訓練の結果に対する評価

「5-2. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、計画した各訓練での防災活動において大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能することを確認したが、いくつかの訓練項目に改善点が抽出された。また、今回の訓練では新型コロナウイルスの感染症対策として、事故対策本部の窓及びドアの開放による換気、事故対策本部要員のマスクの着用、訓練参加者同士の過度の密集を避けて訓練を実施したが、訓練参加者は音声が伝わりにくくなることを意識し、大きな声で発話したことにより、訓練で講じた感染症対策による伝達ミスやその他の課題も特になかった。

各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。なお、文中の【改善点(番号)】は、「6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

(1) 事故対策本部の指揮運営訓練

- 1) 防災管理者は、対応要領に基づき、広報班長から東海村の震度情報の報告を受け、直ちに警戒事象の発生及び事故対策本部の設置を宣言し、事故対策本部要員に事故対策本部の立上げ指示を行うことができた。
- 2) 防災管理者及び統制役は、対応要領に基づき、各活動班に適切に初動作業（a. 現場組織の応急措置活動等の実施及び状況報告、b. 情報班への情報の取り纏め及び通報文作成、c. 広報班への外部関係機関への情報発信（FAX、電話連絡）等）の指示をすることができた。
- 3) 事故対策本部要員は、防災管理者及び統制役の指揮の下、対応要領に基づく各活動班の活動を速やかに開始することができた。
- 4) 事故対策本部は、防災管理者及び統制役の指揮の下、現場情報を基に拡大防止等の対応・対策（①警戒事象の発生に伴う現場点検、②施設及び放射線情報の収集、③排気筒モニタの指示値上昇（排気筒からの放射性物質の異常放出）の原因調査、④排気筒からの放射性物質の異常放出収束のための対策）を決定するとともに、応急措置方法、実施状況、結果等を戦略シートにまとめ、本部内に掲示することにより、情報を共有することができた。また、各班長等の報告者は、対応要領に基づき、発話の冒頭に報告内容の種別を宣言し、事故対策本部への情報の集中状況、情報の優先度・軽重等を鑑みて事故対策本部が必要としている情報を適時・簡潔に報告することができた。
- 5) 統制役は、初動時に確認・通報すべき事項を対応要領に定める「初動時における施設・設備状況等チェックシート」を基に整理し、未報告・未確認の事項について、各班長に調査・確認を指示し、外部関係機関に適時に情報を発信することができた。また、対応要領に基づき、防災管理者の重要な判断・指示事項の発言内容がホワイトボードに正しく記載されていることを適時確認し、追記・修正を適切に指示することができた。
- 6) 情報班は、対応要領及び情報班対応マニュアルに基づき、初動時等の情報集中時にホワイトボード板書要員を増員配置することにより、防災管理者、統制役及び各班長等からの報告内容等を漏れなく記載することができ、また各報告者への事実関係等の確認及び報告者からの指示等を受け、適宜追記・修正を行ったことで正確な情報を本部内で共有することができた。
- 7) 統制役及び各班長等の報告者は、対応要領に基づいて、報告内容のメモを作成して口頭で報告した後、ホワイトボード板書者にそのメモを渡すことにより、板書を適切に指示することができた。また、適宜ホワイトボードの記載内容を確認

し、未記入事項の有無や追記・訂正等を指示することができた。

- 8) 防災管理者及び統制役は、現場組織からの情報を整理し、対応要領に基づいて、対応フロー図や系統図等の各種資料を基に応急措置の対応方針を決定するとともに、現場組織及び本部組織に対して適切な作業指示を行うことができた。また、各班長も、報告・情報共有の際に対応要領に基づいて、各種資料に必要事項等を記入し、その資料を基に現状報告や応急措置手順等の説明を的確且つ簡潔に行うことができた。
- 9) 防災管理者は、排気筒モニタの指示値上昇時において、対応要領に基づき、迅速に原災法第10条事象及び第15条事象の特定事象に至る蓋然性を評価し、各活動班長に特定事象発生に係る準備（放射性物質の異常放出を止めるための措置、外部関係機関への通報文の作成等）を指示するとともに、排気筒モニタの指示値が原災法第10条事象及び第15条事象の防災業務計画の緊急時活動レベル（以下、「EAL基準」という。）に到達した時は、防災業務計画のEAL基準と突合し、特定事象発生の判断を行うことができた。また、排気筒モニタの指示値から放射性物質の放出の停止を確認した時も、対応要領に基づき、迅速且つ的確に特定事象のEAL基準値を下回ったことの確認を行うことができた。
- 10) 防災管理者は、対応要領に基づき、原災法第10条事象及び第15条事象の特定事象に至る蓋然性を判断した際に、参集した事故対策本部要員を各活動班（後方支援拠点、プレス対応、オフサイトセンター等の派遣要員含む）に適切に要員を配分し、速やかに活動体制を整えることができた。

(2) 外部関係機関を含む情報共有訓練

- 1) 防災管理者は、警戒事象、特定事象の各発生について「警戒事象発生連絡」FAX、「特定事象発生通報」（第10条通報）FAXにより、外部関係機関に対して、速やかに通報を行うことができた。特定事象到達後の経過連絡は「特定事象に伴う応急措置の概要」（第25条報告）FAXにより、報告を行うことができた。
- 2) 情報班（通報文作成者）は、対応要領及び情報班対応マニュアルに基づき、警戒事象発生時に直ちに、初動時に確認・通報すべき重要事項をホワイトボードや聴取により情報を収集し、確認できている情報は漏れることなく「警戒事象発生連絡」に記入することができた。また、「警戒事象発生連絡」FAX発信時に確認中とした事項については、継続して情報を収集し確認できたものから続報の「警戒事象発生後の経過連絡」に記入することができた。ただし、「特定事象に伴う応急措置の概要」（第25条報告）FAXの「その他の事項の対応」欄には、**緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況を記載しておらず【改善点①】**、また「特定事象に伴う応急措置の概要」（第25条報告）FAXの「発生事象と対応の概要」欄の事象の発生や確認事項の記載について、時刻順ではなく順番が逆転している記載になってしまっている箇所があった**【改善点③】**。
- 3) 通報文チェック者は、通報文の発信に遅れが生ずることなく、短時間で通報文をチェックし、対応要領に基づき、通報文作成者に的確に誤記の修正、添付資料の構成の見直し、必要情報の追記等を指示することができた。
- 4) ERC対応者は、対応要領及びERC対応マニュアルに基づき、ERCプラント班とのホットラインにより、警戒事象の発生、施設・設備状況、異常等の発生状況、応急措置状況、原災法第10条、15条事象の発生及び該当根拠を即座に簡潔に発信することができた。また、ERC対応班からの質問に対しては、備え付け資料

を積極的に活用し、説明に用いる資料名を明示した上で、簡潔且つ的確に発生事象等の情報を説明することができた。ただし、一部不確かな内容や情報の整理が不十分な状態で発話してしまったことにより、その後の訂正や説明が必要となり、全体として長く、分かりづらい説明となってしまうことがあった【改善点②】。

- 5) 統制役は、対応要領に基づいて、第15条認定会議の対応を行い、事態収束に向けた活動方針等を簡潔に説明できた。
- 6) 事故対策本部は、防災管理者からの指示に従い、構内の職員等に対し、適時ページングを使用して適切に警戒事象発生、放射性物質の異常放出確認、放射性物質の異常放出停止等の情報を発信（共有）することができた。
- 7) 防災管理者は、正確に情報を共有するために事故対策本部要員等に対し事象の進展の節目において、適宜ブリーフィングを行い、現場での対応・対策の進捗状況、懸案事項等の情報を共有することができた。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点の運営及び支援対策本部との連携等の訓練

- 1) 原子力事業所災害対策支援拠点（模擬場所）に派遣された要員は、対応要領に基づいて、当該拠点到着後速やかに通信資機材等を設営し、事故対策本部との情報共有を開始することができた。
- 2) 事故対策本部は、正確に情報を共有するために事象の進展、特定事象の通報、応急措置等のための対策等の重要な判断に際して適宜、支援対策本部にブリーフィングし、現場状況や事故対策本部の対応方針等を支援対策本部と情報共有することができた。

6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）

今回の総合訓練において抽出した改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
①	改善点： 通報連絡書「特定事象に伴う応急措置の概要（警戒発生後の経過連絡を含む）」のその他の事項の対応欄に「緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況」を記載していなかった。
	原因： 緊急時対策本部の設置状況は、既報で設置連絡をしており、また被ばく患者の発生状況（安否確認結果）は、ホットラインを通じて既にけが人等は発生していないことを報告していたため、重要性が高い情報となる気象観測情報のみを記載して発信してしまった。
	対策： 情報班対応マニュアルに当該欄に必須記載事項として、緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況を明記し、周知する。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
②	<p>改善点： ERC対応班は、ERCプラント班とのホットラインにおいて、一部不確かな内容や情報の整理が不十分な状態で発話してしまったことにより、その後の訂正や説明が必要となり、全体として長く、分かりづらい説明となってしまうことがあった。</p>
	<p>原因： ・情報が集中した時の集約及び発話方法に不慣れな点があった。 ・内容が不十分な書架資料を用いての情報共有であった。</p>
	<p>対策： ・ERC 対応班内での役割の分担範囲の適切性の検証及び ERC 対応マニュアルの見直しを行う。 ・他施設訓練の視察や要素訓練を繰り返し行うことで、練度の向上及び発話方法等の習熟を図る。 ・簡潔な説明で ERC プラント班側の理解が容易に得られるように、書架資料の充実化を図る。 ・ネットワーク接続できる書画カメラ等を導入し、必要事項を追記した資料等を共有することで改善を図る。</p>
③	<p>改善点： 通報連絡書「特定事象に伴う応急措置の概要」（第25条報告）FAXの「発生事象と対応の概要」欄の事象の発生や確認事項の記載について、時刻順ではなく順番が逆転している記載になってしまっている箇所があった。</p>
	<p>原因： 緊急性、重要度の高い主情報を記載した後に、補足情報や参考情報を識別せずに単に下に追記してしまった。</p>
	<p>対策： 情報班対応マニュアルに①後から追記した補足情報や参考情報には先頭に見出し等をつけることにより識別し、また②緊急性、重要度の観点から後に報告・収集された発生等の時刻が逆転した情報は、矢印を追記することにより、発生時刻順になるように修正することを明記し、情報班内で周知するとともに要素訓練で習熟を図る。</p>

7. 総括

訓練目的は概ね達成したと評価する。「外部関係機関を含む情報共有訓練」のうち、ERC対応及び通報連絡書に係る事項については、「7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）」に示す改善点（3点）が抽出されたことから、今回の訓練結果を基に今後も継続してPDCAを回すことにより、防災体制及び防災対応の更なる改善を図っていくこととする。

以上